

No.	質問		回答
1	参加表明書	HP掲載の「長野県公募型プロポーザル方式に関する質問・回答(委託・工事)」の番に記載ありとあり、『参加表明書』に記載した配置予定技術者について、技術提案書提出時に変更可能と考えてよろしいでしょうか？	「参加表明書」に記載した配置予定技術者を、「技術提案書」提出時に変更することはできません。ただし、「技術提案書」提出時に記載した配置技術予定者を契約時に変更することは、真にやむを得ない場合(配置予定技術者の死亡、傷病、または退職等)を除きできません。
2	配置予定技術者	配置技術者を製作期間(非専任)と現場期間(専任)に分けて配置する場合、『技術提案書』に記載するのは「製作期間の従事者」「現場期間の従事者」のどちらを記載すればよろしいでしょうか？	工事の途中で配置技術者を変更する場合には、技術提案書提出時に予定する全ての技術者の資格・経歴・実績を評価できるよう資料を提出してください。その場合はNo.3①の回答内容に留意してください。
3	配置予定技術者	①工場製作期間の監理技術者と、現場施工期間の監理技術者は、別のものとする配置は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者を「田中」とすること) ②工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご了承頂けた場合、現場施工期間の監理技術者の配置開始時期は、令和5年4月1日以降と考えて宜しいでしょうか？ ③工場製作期間と現場施工期間の監理技術者の配置が、別々とするのがご了承頂けた場合、それぞれの期間において、現場代理人との兼務は可能でしょうか？ (例:工場製作期間の監理技術者兼現場代理人を「佐藤」、現場施工期間の監理技術者兼現場代理人を「田中」とすること)	①工場から現地へ工事の現場が移行する時点であれば主任(監理)技術者の変更は可能です。ただし、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに工事の継続性、品質確保等に支障がないことが必要です。 ②令和5年4月1日以降と考えていただいてもかまいません。ただし、それ以前の期間のうち、吸水層～吐出水槽の配管とコンクリート工の施工については、別途発注する土木工事との調整が必要となることを承知願います。 ③現場代理人との兼務は可能です。ただし「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」(以下、「掲示文」)の4(7)表下※1に記載のとおり、現場代理人が、主任(監理)技術者と同一人物の場合は、現場代理人の評価を対象外(0点)とします。
4	掲示文の修正	—	「様式1号 公募型プロポーザル(建設工事)に係る手続開始の掲示について」の4(6)ア 技術提案書のヒアリング予定日について、11月12日(金)頃 から 11月10日(水)に変更します。
5	配置予定技術者	参加表明書及び技術提案書に記載する配置予定技術者の資格等について、下記、ご教示いただきたくお願いいたします。 工場製作期間と工事施工期間と分けて配置する場合、参加表明書及び技術提案書に記載する配置予定技術者は、工事施工期間に配置する予定の者のみの記載で、よろしいでしょうか。または、どちらも記載が必要でしょうか。	No.2と同様です。
6	参加表明書、技術提案書	様式2号の参加表明書、様式7号の技術提案書の作成におきまして、代表者印の捺印は必要となりますでしょうか？ (住所 商号又は名称 代表者氏名 の記載欄への捺印)	捺印は不要です。
7	参加表明書、技術提案書	様式3号の参加要件資料、様式8号の技術資料の作成におきまして、提出者名の欄に記載するものは、次のうち、どちらになりますでしょうか？ 1)会社名 2)会社名ならびに代表者氏名 3)担当者所属ならびに氏名 4)上記以外 また、捺印は必要となりますでしょうか？	・会社名、提出内容を把握されている担当者名を記載願います。 ・捺印は不要です。
8	参加要件資料	様式3号の参加要件資料に記載致します、同種または類似工事の実績、配置予定技術者の資格、経歴等の状況につきましては、これを証する契約書、コリンズ、資格証等の写しを添付する必要はございますか？	様式3号(参加要件資料)提出時には、「同種または類似工事の実績」を証する、工事契約書の写し、工事内容が分かる工事内訳書の写し等を提出してください。

9	その他	出来高の有無について 様式1号『公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について』では、各会計年度における支払限度額の記載がございますが、各年度毎に、出来高の設定はございますでしょうか？	特記仕様書第5条5-1の1に記載のとおり、令和4年度中にポンプを含めた設備の製作を完了してください。 その他の各年度毎の出来高設定はありません。
10	配置予定技術者	配置予定技術者については、機器の工場製作期間についても、監理技術者は、専任を求められますでしょうか？また、工場製作期間、現地工事期間で分けて配置は可能でしょうか？	・No.3①と同様です。 ・また、工場製作期間については監理技術者の専任を求めません。
11	配置予定技術者	技術提案書提出時の配置予定技術者は複数登録可能でしょうか？また、登録人数に制限はありますか？	製作期間から現場据付期間に移行する時点で、主任(監理)技術者、現場代理人が各1回交代するケース(※)を除いては複数登録は不可です。 ※のケースではNo.3①の回答内容に留意してください。
12	その他	評価結果の公表時期及び契約となった場合の契約日はおおよそ、いつ頃を予定していますでしょうか？	・評価結果の公表時期は、11月20日頃 ・仮契約日は12月10日頃(本契約は3月末頃)を予定しています。(変更となる場合があります)
13	参加要件	実施要領、2 技術提案書の提出者に必要とされる要件(2) 同種または類似の工事に実績を有すること。との記載があります。記載されているのは、同種工事の定義ということでしょうか。また、類似の工事の定義を御教示願います。	・「同種又は類似工事」が実施要領3(6)2の記載内容という意味です。 ・「同種工事」と「類似工事」を分けていません。
14	参加要件	参加要件資料、1 業種及びその他許可状況について御教示願います。証明書類として、経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)を添付すればよろしいでしょうか。それとも証明書類は不要でしょうか。	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写しを添付してください。
15	参加要件	参加要件資料、1 業種及びその他許可状況について御教示願います。本店または営業所の所在地を記載する欄がございます。今回の参加要件に地域要件はございません。記入は不要でしょうか。記入が必要な場合、本店または営業所、どちらを記入すればよろしいでしょうか。	当工事の契約相手となり得る部署であれば、本店、営業所、どちらでも構いません。
16	参加要件	参加要件資料、2 同種または類似工事の実績について御教示願います。JVとして施工した実績は、今回の実績で認められるのでしょうか。認められる場合、出資比率(40%以上等)の条件を御提示願います。	特定JVとして施工した、新設又は更新(増設含む)工事であれば実績となります。
17	参加要件	参加要件資料、2 同種または類似工事の実績について御教示願います。実績は、揚排水ポンプ設備の製作据付工事と記載されております。製作据付工事とは新設、更新、増設等のポンプ製作を含んだ据付工事を指し、整備、点検等のみの工事は、実績として認められないと解釈してよろしいでしょうか。	公共機関から発注された揚排水ポンプ設備の製作を含んだ、新設又は更新(増設含む)の元請工事です。 整備、点検等のみの工事は認められません。
18	参加要件	参加要件資料、3 当該工事の実施体制について御教示願います。様式には主任(監理)技術者を1名分、記入する形になっております。工場製作期間、現場施工期間において技術者変更を行う場合等、配置する技術者が複数名いる場合は、全て記載する必要がありますか。それとも、参加表明書提出時は1名だけ記入し、技術提案書を提出時に追加で複数名、記載してもよろしいでしょうか。参加表明書提出時に1名だけでの記載で問題ない場合、現場施工期間の技術者等、御指定があれば、御教示願います。	・No.1及びNo.2と同様です。 ・参加表明書の提出時点で、製作、据付で交代する前提であれば、両方を記載してください。
19	参加要件	参加要件資料、3 当該工事の実施体制について御教示願います。様式には1名分、記入する形になっております。工場製作期間、現場施工期間において技術者変更を行う場合、監理技術者として配置予定の技術者を全て記載する必要がありますか。	No.18と同様です。 様式を加工のうえ、製作、据付の技術者を記載してください。
20	技術提案書	評価項目に配置予定技術者の資格等があります。主任(監理)技術者と現場代理人をそれぞれ、工場製作期間、現場施工期間に分けて配置(4名体制)してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 No.11の回答と同様です。

21	技術提案書	評価項目に配置予定技術者の資格等があります。主任(監理)技術者の「審査の視点」に主任(監理)技術者となり得る国家資格を有しているか。との記載がありますが、具体的にどのような資格が審査対象になるのでしょうか。(例:技術士:機械部門、1級土木施工管理技士等)	主任(監理)技術者の評価における国家資格は技術士(機械部門)です。1級ポンプ施設管理者も評価の対象です。
22	技術提案書	実施要領、(7)技術提案書を特定するための評価基準の評価項目に配置予定技術者の資格等があります。現場代理人の「審査の視点」と専門分野の資格を有しているか。との記載がありますが、具体的にどのような資格が審査対象になるのでしょうか。(例:1級、2級ポンプ施設管理技術者等)	現場代理人の評価における資格は、1級ポンプ施設管理者、2級ポンプ施設管理者です。
23	参加表明書、 技術提案書	参加表明書及び技術提案書記載方法について 配置予定技術者並びに現場代理人について、経歴等を記載となっておりますが、工期期間内において、工場制作期間(非専任)と現場期間(専任)に分割されます。今回記載する配置予定技術者並びに現場代理人については、現場期間従事予定者でよろしいでしょうか。	No.19と同様です。
24	技術提案書	配置予定技術者の評価について 配置予定技術者において、主任(監理)技術者と現場代理人が同一の場合、評価対象外(0点)と記載があります。主任(監理)技術者と現場代理人の配分はどの程度でしょうか。御教示願います。	評価の内容についてはお答えできません。
25	技術提案書	技術提案書の作成・提出に係る事項 技術提案書(様式7号)、技術資料(様式8号)の提出時に補足説明資料も合わせてご提出しても宜しいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。
26	技術提案書	技術資料の作成・提出に係る事項 技術資料(様式8号)に記載する主任(監理)技術者及び現場代理人の経歴等が書式に記載しきれなかった場合、別紙自由書式に記載し添付として宜しいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。 ただし、記載項目は同じとしてください。
27	技術提案書	技術資料の作成・提出に係る事項 技術資料(様式8号)に記載する技術提案は、様式1号 1 工事概要 (4) 技術提案を求める具体的内容に記載されている内容についてだと思われそうですが、様式に記載しきれない場合は、別紙自由書式に記載し添付として宜しいでしょうか。また、枚数の制限はありますか。	枚数制限は設けていません。 ただし、技術提案は簡潔明瞭にまとめることとし、ヒアリングの時間内に説明できる内容としてください。
28	技術提案書	配置予定技術者の資格について 様式1号 4 技術提案書の作成・提出に係る事項 (7) 技術提案書を特定するための評価基準で、配置予定技術者の資格等で資格の内容で評価されるとありますが、具体的にどのような資格でしょうか。御教示願います。	No.21及びNo.22と同様です。
29	その他	数量計算書を提示願います。	容量が大きいため、様式1号「揭示文」3(8)ウに記載のとおり、参加表明書を提出された方にはCD-R等にて貸与します。(同①設計業務委託成果品(抜粋)等と同じ扱いです)
30	技術提案書	様式8号の技術資料の『2 技術提案』のご回答におきまして、 様式の枠内とは別に、別紙に記載することは可能でしょうか？ 別紙への記載が可能となります場合に、本文用紙サイズおよび制限枚数、添付資料の用紙サイズおよび制限枚数、につきまして、ご教授頂けませんでしょうか？ また、他の記載上の留意事項等がございましたら、ご教授頂けませんでしょうか？	No.27と同様です。 (枚数制限は設けていません。紙サイズはA4としてください。様式は任意です。ただし、簡潔明瞭にまとめることとし、ヒアリングの時間内に説明できる内容としてください。)
31	技術提案書	様式8号の技術資料の『3 工事にかかわる費用とその内訳(自由様式)』の作成は、設計書形式の見積を作成することになりますでしょうか？	設計書形式で作成してください。

32	ランニングコスト	<p>ランニングコスト算出表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間維持管理費算出について、正確にコストを算出するための各内訳における前提条件をご教示頂けませんでしょうか？ (電気・燃料代の単価、通信費・保守点検費の考え方、耐用年数の出典など)</li> <li>・ランニングコスト算出表の取り扱いについてご教示ください。 (技術提案の加点対象 競争参加資格の確認用等)</li> <li>・また、電気代や通信費など項目を埋めることが困難な内容もありますが、記載した場合どのような担保を求められますでしょうか？</li> </ul>	<p>縮減額の単純な順位のみを評価の趣旨としていません。様式1号揭示文「揭示文」4(7)表に記載のとおり、「提案の内容(※)」によります。 ※抽象的でない具体性があり、かつ「ランニングコスト算出表」と整合が取れている等。</p> <p>以下参考です。 ・「令和3年度実施設計単価表(10月版)長野県建設部」に電気・燃料代について記載があります。 ・通信費については、複数の通信会社があるので、実在する通信会社と料金体系を仮定して記載いただいかまいません。 ・保守点検費、耐用年数については、各社で差が生じる項目であり実績等により、記入内容を検討願います。</p> <p>・「ランニングコスト算出表」は上記のとおり、提案内容と整合がはかられているか？(提案内容に根拠があるか？)を確認することを主目的とします。 ・加点対象:評価の内容についてはお答えできません。</p> <p>・補償値としての扱いは想定していません。ただし、現実と明らかな乖離が確認された場合には、様式1号4(3)エ「記載事項が虚偽」として扱われる場合があります。</p>
33	技術提案書について	<p>技術提案書提出時の配置予定技術者の工事経歴、同種又は類似の工事の実績について契約書写しを添付することとありますが、竣工時コリンズの写しで代用可能でしょうか？</p>	<p>「技術提案書提出時の配置予定技術者の工事経歴、同種又は類似の工事の実績」については、しゅん工時のコリンズ写しで代用可です。 (資格については、資格証の写しの添付が必要です)</p>
34	技術提案の内容「追加機能の有無」について	<p>水位予測に関して、岡田川の既存水位観測所はございますでしょうか？ また水位予測に関する水位・雨量の過去のデータ(例えば過去10年間など)をご提供頂くことは可能でしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田川の既存水位観測所はありません。</li> <li>・流域付近の県管轄の信里雨量観測所の雨量データは提供可能です。また、千曲川本川上流の生田、杭瀬下の水位観測所の水位データは当所が国交省から入手し提供することは可能です。(概ね過去10年分)</li> </ul>
35	技術提案書	<p>技術提案の「追加機能の有無」について審査の視点に2項目(「排水出力についてON/OFF 設定の他に……」と「ポンプ稼働時に本支川の樋門地点における水位予測により……」)の記載がありますが、両項目を満たす機能の提案をご要求でしょうか？ また、1項目で加点対象となる場合、2項目提案する場合と加点に差がつくかご教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両項目について提案を求めています。</li> <li>・加点方法についてはお答えできません。</li> </ul>
36	技術提案書	<p>技術提案の「追加機能の有無」について中間値(0~2.5m<sup>3</sup>/s)での運転設定と記載ありますが、主ポンプ2台合計の吐出量に対しての「中間値」という定義の理解で宜しいでしょうか。 また、上記が正である場合、2台定格吐出量は5m<sup>3</sup>/sとなり、中間値の最大2.5m<sup>3</sup>/sは50%Qとなります。よって、中間値の設定は50%Q以下の運転を可能にする提案をご要求されているという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>計画吐出量2.5m<sup>3</sup>/sのポンプ2台の計画なので、うち1台に対して、中間値(0&lt;Q&lt;2.5m<sup>3</sup>/s)の排水出力を設定し運転可能となる提案を期待したものです。</p>
37	技術提案の内容「全ディーゼル機関の省エネ性能」について	<p>「一定量の燃料で連続運転可能な時間について」と記載がありますが、運転条件は定格出力でしょうか？それとも仕様点の出力でしょうか？</p>	<p>仕様点の出力としてください。</p>
38	同上	<p>質問No.4の回答が「仕様点の出力」の場合、ポンプ効率により仕様点の出力が変わるため、特記仕様書に記載のポンプ効率を超える実力値で提案しても宜しいでしょうか？</p>	<p>燃費性能に関しては、実力値で提案していただいかまいません。 ただし、ポンプ効率の決定にあたっては揚排水ポンプ設備技術基準・同解説に準拠してください。</p>
39	特記仕様書全般について	<p>特記仕様書内に「機械工事共通仕様書(令和2年3月)による」との記載がありますが、最新版の令和3年3月版と読み替えて宜しいでしょうか？</p>	<p>最新版の令和3年3月版と読み替えてください。 (特記仕様書 3ページ目ほかを修正します)</p>

40	特記仕様書について	土木、建築施設の設計で考慮している設備の荷重数値表が特記仕様書最終頁に添付されていますが、本資料で提示されている荷重条件は、「参考値」と考えて宜しいでしょうか？	土木・建築構造物の設計計算で使用している荷重数値であるため「上限値」です。これを上回る場合には受注者様の責により同一諸元による計算等で構造物に影響がないことを証した承認願の提出が必要となります。
41	特記仕様書3-1-4について	「(2)吐出エルボには内部確認用の点検口を設置し、将来部品交換の確認が容易にできる構造とすること」と記載がありますが、「将来部品交換」の「将来部品」は、「(1)(1)ケーシングライナーの損傷等が容易に確認可能な構造とすること。(例:内視鏡カメラ等の機材を使用して確認)」に記載の、ケーシングライナー等と考えて宜しいでしょうか？異なる場合は、具体的な「将来部品」についてご教示ください。	ケーシングライナー、羽根車等を想定しています。
42	特記仕様書3-9-5について	特記仕様書 3-9-5 運転操作設備「中央監視制御システム機能」については、「本設備の主な監視制御対象は、次表の通りとし、各監視制御項目は別添管理項目表を参照のこと。」とありますが、特記仕様書には「管理項目表」が添付されていない様です。追加配布の程、お願い申し上げます。	特記仕様書の付表として、「運転方案及び管理項目表」をホームページに追加します。
43	参考図について	図番号1/xxに、「※当該工区の施工内容だけではなく排水機場新設計画全体を赤く表示しています」と記載がありますが、図番号4/33の赤表示部は本工事範囲と考えて宜しいでしょうか？	「※当該工区の施工内容だけではなく排水機場新設計画全体を赤く表示しています」は、「岡田川排水機場 平面図」(1/xx)に限っての注釈です。 他の参考図についてはそれぞれの図面上の注釈にて工事対象を記載しています。
44	ポンプ仕様について	計画実揚程についてご教示下さい。	3.36mです。
45	ポンプ仕様について	最大・最小実揚程については、発注図に記載の水位範囲と考えて宜しいでしょうか。 最大:吐出水槽:HWL:357-吸込水槽LLWL:351.7=5.3m 最小:吐出水槽:起動水位:352.8-吸込水槽HWL(起動水位):352.8=0m	ご質問のとおりです。
46	現地工事について	施工期間中吸込水槽および吐出水槽に水の流入、滞水はないものと考えて宜しいでしょうか。	・河川からの流入、滞水はないものとして当工区の工事費を算出してください。 ・ただし、全体工程の中で、別途発注の土木工事(吸水層への流入水路、吐出水槽～新設ゲート室)の護岸撤去の工程によっては、水の流入はあり得ます。その場合は、土木工事の中で仮設締切等で対応します。
47	現地工事について	機場の天井には天井クレーンを懸架するための吊フック等は設置されていますでしょうか。	設置されていません。工事時に必要に応じ設置願います。
48	技術提案書	実施要領、4技術提案書の作成・提出に係る事項、(3)イ技術提案について御教示願います。 ①枚数、行数、字数、フォント等についての制約があれば、御教示願います。 ②提案はカラーを使用してもよいですか？白黒でしょうか？ ③各提案のテーマについて、提案項目数に制限があれば御教示願います。	No.27、30と同様です。 ①字数、行数、フォントに制限は設けておりません。 ②カラー、白黒を問いません。 ③提案項目数に制限はありません。ただし、ヒアリングの時間内に説明可能か否かを考慮願います。
49	技術提案書	実施要領、4技術提案書の作成・提出に係る事項、(5)オその他について御教示願います。 技術提案書の補足説明資料ある場合、ヒアリング時に提出することができます。とありますが、補足説明資料に枚数等の制約があれば、御教示願います。	補足説明資料に枚数、用紙サイズの制約はありません。ただし、ヒアリングの時間内に説明可能か否かを考慮願います。
50	技術提案書	実施要領、1(4)技術提案を求める具体的内容について御教示願います。 ランニングコストについて対象となる機器名称を御教示願います。	「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)」平成28年3月(国土交通省)「表4.1河川ポンプ設備の修繕・取替の標準年数」の「機器・部品」列にあり、当工区で設置する機器を標準としてください。
51	技術提案書	評価事項にランニングコストがあります。「審査の視点」に「別途提出を求める「ランニングコスト算出表」と整合が図られており、安価であるか」との記載があります。提示する費用は、事業計画用として参考にして頂き、補償値ではないと考えてよろしいでしょうか。	No.32と同様です。

52	ヒアリング	令和3年11月12日に実施予定の技術提案書に関するヒアリングについて御教示願います。 ① 弊社からの出席人数に制限はありますでしょうか。 ② ヒアリングの説明員に制限はありますでしょうか。 (配置予定技術者のみ説明可能、説明員の指定(配置予定技術者、契約者等)等) ③ 補足説明資料の提出は可能とありますが、配布用の資料を準備する必要がありますので、長野県様側の出席予定者(人数等)について御教示願います。	①会場の関係から、説明者側の人数は、5名以下としてください。 ②配置予定技術者以外でもかまいません。(社外の方は認めません) ③10部をご用意願います。
53	プログラムの関係協力	実施要領、5 プログラムの関係協力について御教示願います。 「受注者は、システム拡張、改修等に際しては、必要な情報を提供すること」と記載あります。 本プログラムは、機場集中監視のパソコンと主ポンプ動力制御盤が対象となりますが、必要情報の提供範囲については、受注後の協議と考えてよろしいでしょうか。	詳細については受注後の協議となります。 趣旨は、将来の拡張、改修にあたり他社が参入した場合でも情報提供していただくことです。
54	特記仕様書 3-1主ポンプ	主ポンプの要部材質/ケーシングはFC250が指定されています。貴事務所より以前、御発注された工事名:平成27年度 防災・安全交付金(河川)総合内水対策工事において、「鋼板製(SS400)ポンプを採用した場合、同等品以上として認めていただけますか。」との質問があり、「認めません」との回答がありました。本工事においても同様に鋼板製(SS400)ポンプは同等品として認められないとの解釈でよろしいでしょうか。	原則、揚排水ポンプ設備技術基準に準拠してください。 基準で定める標準と異なる材料使用を検討する場合には、強度、耐久性(耐用年数等)ともFC250を上回ることを客観的な根拠に基づき証する必要があります。
55	特記仕様書 3-3主原動機	主原動機の排気騒音については、出口1mで65dB(A)と指定されていますが、ラジエータ排風消音器の制約は明記されておられません。御指定があれば、御教示願います。	付属品の表で、排風消音器65dB(A)の記載漏れです。 (特記仕様書 5ページ目を修正します)
56	特記仕様書 3-9電気設備 (4)No.1,2自家発電装置	発電機用内燃機関の燃料消費率について、0.34kg/kW・h(34.0l/h)以下と記載があります。0.34kg/kW・h以下を正として考えてよろしいでしょうか。 (燃料A重油の単位当たり質量を0.83kg/Lとすると、0.34kg/kW・h×80kW×0.83kg/L=22.6L/hとなり、カッコ内の数値:34.0l/hと齟齬があります。)	0.34kg/kW・h(22.6L/h)が正です。 (特記仕様書 15ページ目を修正します)
57	特記仕様書 3-9-5運転操作設備 (10)機場集中監視操作卓	「各監視制御項目は別添管理項目表を参照のこと。」とあります。管理項目表を御提示願います。	No.42と同様です。
58	特記仕様書 3-9-5運転操作設備 (10)機場集中監視操作卓	「除塵機については、除塵機「運転」操作で水平、傾斜コンベヤと除塵機が連動で運転を行うものとする。」とあります。 機場集中監視操作卓からの操作は「除塵機運転」のみで、水平コンベヤと傾斜コンベヤの連動回路は除塵機制御盤側(別途工事)で構成すると考えてよろしいでしょうか。(=機場集中監視操作卓では連動回路は構成しないと考えてよろしいでしょうか。)	除塵機については、機場集中監視操作卓から「監視のみ」となります。 (特記仕様書 23ページ目を修正します)
59	特記仕様書 3-9-5運転操作設備 (10)機場集中監視操作卓	機能概要、a. 中央操作機能に「除塵機・ゲートについて監視機能のみとし操作は出来ない。」とあります。 また、中央監視制御システム機能には「除塵機については、除塵機「運転」操作で～」とあります。 記載内容が矛盾しているように思えるのですが、機場集中監視操作卓からは、監視機能のみでよろしいでしょうか。	No.58と同様です。
60	特記仕様書 3-9-5運転操作設備 (11)CCTV操作卓	CCTV 監視制御システム機能に「本システムは、専用端末1台、CCTV 制御装置1式のコンピュータシステムを導入し、専用端末にて監視及び操作、他方で故障対応支援等を行うことが出来るものとする。」とあります。今回納めるカメラは流入側、吐出側をそれぞれ監視しているため、1台故障した際の故障対応とは、どのような機能でしょうか。具体的な支援方法を御教示願います。	「故障」とはCCTV自体の故障を意味しておりません。CCTVが監視している機器の故障時に中央監視卓からCCTVで画像監視しながら、「他方」とは「人員が現場に行つてで故障対応支援」する事を想定しております。
61	特記仕様書 3-9-5運転操作設備 (11)CCTV操作卓	b.施設操作・故障対応支援機能に、「CCTV カメラの制御に必要な操作手順及び、万一故障が発生した場合の対応が確実に出来る様に判り易くガイダンスする機能とする。」とあります。ここでいう「万一故障が発生した場合の対応」とはどのような機能でしょうか。一般的にカメラには、故障接点がないため、故障＝不監視(画面が消える)ことでしか故障判別ができません。その場合のガイダンスについて具体的な内容を御教示願います。	「CCTV用制御盤MCCBトリップ」を中央監視操作卓に表示させる等の対応を想定しています。
62	特記仕様書	特記仕様書の最終ページにポンプ設備荷重図が添付されています。燃料貯油槽の設置する地盤について土木設計で考慮している荷重数値を御教示願います。	機場本体と独立していること、また、大規模な構造物ではないため設計段階で荷重数値を決めていません。 施工前に、設置する燃料貯油槽の重量、形状に必要な地耐力等を別途試験等により確認し対応することとします。(当工区の変更協議または土木工事にて)



63	技術提案書	故障・不具合発生の対応について、貴事務所より以前、御発注された工事名：平成27年度 防災・安全交付金(河川)総合内水対策工事において、「故障や不具合が発生した場合、土日祝日及び夜間を問わず、修理の受付から現地での修理等の作業を開始するまでに要する時間です。との回答がありました。今回の具体的な提案とは、前回同様、所要時間を明確にするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の所要時間等も含め、幅広く提案を期待しています。
64	特記仕様書	特記仕様書3-3.主原動機 主原動機は機付きラジエータ冷却のため排風消音器65dB(A)が必要となりますが特記仕様書の付属品には記載がありません。	No.55と同様です。
65	特記仕様書	特記仕様書3-6-4.空気圧縮機 空気圧縮機(エンジン駆動)は発電機常用と非常用が有りますので電動機駆動2台で宜しいかと考えますがどうでしょうか。	揚排水ポンプ設備技術基準・同解説の考え方に準拠し、1台はエンジン駆動が可能なものとしています。
66	特記仕様書	特記仕様書3-6-7燃料貯油槽 燃料貯油槽で基礎・支柱部はプレキャスト製とありますが天版(上部コンクリート)も含まれませんか。	天版(上部コンクリート)も含むものとします。 (特記仕様書 10ページ目を修正します)
67	施工範囲等	主吐出し管据付・基礎を施工するための土木工事(掘削・埋戻し)は何処の所掌になるのか記載がありません。	当該箇所の土工事(掘削・埋戻し)は別途発注予定の土木工事の施工対象となります。 このため、工程調整が必要となります。 (No.3②回答参照)
68	特記仕様書	特記仕様書3-8-2.複合工 排風ダクトは複合工にはありませんがどこに含まれますか。	No.64と同様です。 (主原動機の付属品扱いです)
69	技術提案書	騒音規制値は機器毎に65dB(A)と75dB(A)で使い分けされていますが採用基準をご教示下さい。	設計時に騒音計算を行っております。本施設所在地は「用途指定無し」であり、また換気ファンの電動機容量が小さいため騒音規制法の規制対象となる特定施設には該当しません。近隣住民に対する配慮として騒音計算を行っております。この騒音計算に基づいた数値を採用しています。
70	特記仕様書	特記仕様書3-9-3.電源設備 直流電源装置が特記仕様書に記載されていますが単線結線図、システム構成図にはありませんので記載が必要です。	No.29数量計算書と同様で全ての図面は載せていません。 「直流電源盤 単線結線図」をホームページに追加します。
71	特記仕様書	特記仕様書3-9-4.計装設備 水位計に個数の記載がありません。	「No.1、2 ポンプ井水位計」は検出器2台、「吐出槽水位計」は1ループとなります。 (特記仕様書 17ページ目を修正します)  計装フロー図で「吸水層水位計」=「No.1、2ポンプ井水位計」です。